

平成17年 9月13日

株 主 各 位

札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目1番15号
ウエルネット株式会社
代表取締役社長 柳 本 孝 志

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成17年 9月27日（火曜日）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年 9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 北海道札幌市白石区東札幌六条一丁目1番1号
札幌コンベンションセンター 207会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第23期（平成16年 7月 1日から平成17年 6月30日まで）営業報告書報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 平成17年 6月30日現在の貸借対照表、第23期（平成16年 7月 1日から平成17年 6月30日まで）損益計算書及び利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権行使についての参考書類」（16頁から21頁まで）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 監査役 1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

〔平成16年7月1日から
平成17年6月30日まで〕

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果ならびに対処すべき課題

当期におけるわが国の経済は、原油価格の高止まりや一部の業種に見られる在庫調整など不安定要素があるものの、世界経済の着実な回復に伴って、緩やかな回復傾向にあります。企業収益が改善し、設備投資も緩やかに増加するなど企業部門が堅調に推移する中、厳しさが残るものの雇用情勢も改善し、個人消費にも持ち直しが見られるようになりました。

当社の営業基盤となるB to C・E C市場におきましては、多様なコンテンツと24時間利用できる利便性を背景に、利用者が増加し、市場は拡大を続けております。特に多様な機能を持つ携帯電話の普及に伴い、携帯電話を利用した利便性の高いサービスが次々と登場し、取引量も急拡大しております。「いつでも・どこでも」と「より利便性の高いサービス」を実現できる携帯電話を用いたサービスは、eコマースにおいて、今後最も拡大が期待されるサービスであり、大いなるビジネスチャンスを秘めております。

このような情勢のもと、当社は代金決済に関わるスキームの開発・提供と、携帯電話を用いた決済・認証スキームの開発・提供を通して、ビジネスを営む事業者と利用者である消費者の双方が求める利便性の向上とコストメリットというニーズを同時に実現すべく事業活動をしてまいりました。

当期のサービス別の概況は、以下のとおりとなっております。

ビルングサービス

ビルングにつきましては、収納代行サービス及び発行代行サービス共に、契約事業者数の増加や既存契約事業者の取扱量の増加により、順調に推移いたしました。特に収納代行及び発行代行を一括して請負うバックヤード系の業務代行は、契約事業者数が増加し、取扱量の伸びに寄与しております。

E ビリングにおきましては、マルチペイメントサービスにおける航空券決済の取扱高は横這いだったものの、高速バスチケットの取扱高の大幅な伸びに加え、エンターテイメントやフェリーなどの新たな業種への取引拡大により、全体の取扱高は堅調に推移いたしました。

また、インターネットバンキング接続金融機関の拡大やセブン - イレブンジャパンのインターネット決済への接続など、マルチペイメントサービスの決済地点が増加し、当サービスの利便性が更に向上いたしました。ケータイチケットサービス（二次元コードによる認証サービス）におきましては、携帯電話に表示された二次元コードを空港の自動チェックイン機にかざすことで搭乗券を受取れるサービスを全日本空輸株式会社においても開始するなど、サービスは着実に浸透しております。マルチペイメントサービス及びケータイチケットサービス以外に、当事業年度後半におきまして、ASPサービスの大型案件が成立し、売上高・収益の伸びを牽引いたしました。

システム開発関連サービス

システム開発関連サービスにつきましては、事業者の短期間での投資回収が難しい代金回収系の情報システムへの投資抑制から、受託開発の受注が減少いたしました。

以上の結果、当営業年度の業績は、売上高1,746百万円（前期比13.3%増）と前期に比して204百万円の増収、営業利益は309百万円（前期比44.5%増）と前期に比して95百万円の増益、経常利益は296百万円（前期比30.9%増）と前期に比して70百万円の増益、当期純利益は185百万円（前期比32.7%増）と前期に比して45百万円の増益となりました。

今後につきましては、従来同様に収納代行システム及び次世代ソリューションシステムの開発を推進することにより、経営資源を有効に活用し、利益率の高いビジネスモデルを構築するとともに、当社のトータルソリューションサービスに対する期待に応えて企業価値を高めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は66,543千円であります。その主なものは、サーバー及びその附属装置であります。

(3) 資金調達の状況

当期において、当社は、平成16年9月9日に第1回無担保新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により227,500千円（1株当たり発行価額350,000円）、平成16年9月10日に第三者割当増資により35,000千円（1株当たり発行価額350,000円）、平成16年12月20日を払込期日とする公募増資（発行新株式数2,090株・1株当たり発行価額149,600円）により312,664千円、総額で575,164千円の資金調達を行いました。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	単 位	第 20 期 (平成14年6月期)	第 21 期 (平成15年6月期)	第 22 期 (平成16年6月期)	第 23 期 (平成17年6月期)
売 上 高	千円	942,415	1,226,636	1,542,062	1,746,479
当 期 利 益	千円	38,789	-	-	-
当 期 純 利 益	千円	-	100,336	139,447	185,056
1株当たり当期利益	円	38,634.61	-	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	66,668.70	57,176.59	5,835.16
総 資 産	千円	3,075,159	4,738,172	3,592,425	4,720,428
純 資 産	千円	240,117	635,893	924,000	1,662,902

- (注) 1. 第21期から「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日法務省令第7号）による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 第20期の「1株当たり当期利益」は期中平均株式数により算出してあります。
3. 第21期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2. 会 社 の 概 況 (平成17年6月30日現在)

(1) 主 要 な 事 業 内 容

収納代行及び発行代行サービス
マルチペイメントサービス
ケータイチケット(二次元コード認証)サービス
システム開発関連サービス

(2) 主 要 な 営 業 所

本 社	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号
営 業 部	東京都千代田区有楽町1丁目9番4号蚕糸会館2階

(3) 株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数 98,200株

(注) 平成16年9月15日開催の定時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、会社が発行する株式の総数は平成16年10月1日より5,820株増加し、9,820株となり、さらに、平成16年9月15日開催の取締役会決議により、平成16年10月1日付をもって株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は88,380株増加し、会社が発行する株式の総数は98,200株となっております。

発行済株式総数 34,140株

(注) 1. 第1回無担保新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により発行済株式数は650株増加いたしました。
2. 平成16年9月10日付で第三者割当増資による新株式を発行し、発行済株式数は100株増加いたしました。
3. 平成16年9月15日開催の取締役会決議により、平成16年10月1日付をもって1株を10株に分割しております。これにより発行済株式数は28,845株増加いたしました。
4. 平成16年12月20日付で公募による新株式を発行し、発行済株式数は2,090株増加いたしました。

株 主 数 2,657名

大 株 主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株式会社一高たかはし	18,110 株	53.05 %	- 株	- %
住友商事株式会社	1,153	3.38	-	-
柳 本 孝 志	1,000	2.93	-	-
日本生命保険相互会社	900	2.64	-	-
株式会社北洋銀行	850	2.49	-	-
東京中小企業投資育成株式会社	800	2.34	-	-
萬 範 幸	800	2.34	-	-
宮 澤 一 洋	800	2.34	-	-
モルガン・スタンレー・ アンド・カンパニー・ インターナショナル・リミテッド	589	1.73	-	-
株式会社みずほ銀行	500	1.46	-	-

新株予約権の状況

(1) 現に発行している新株予約権

	新株予約権	新株予約権付社債	新株予約権
株主総会における発行決議の日	平成15年9月30日	平成16年6月11日	平成15年9月30日
取締役会における発行決議の日	平成15年12月12日	平成16年5月12日	平成16年7月17日
新株予約権の数	257個	16個	57個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,570株	4,000株	570株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

（注）平成16年9月15日開催の取締役決議に基づき、平成16年10月1日付をもって株式1株を10株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

(2) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
発行した新株予約権の内容

取締役会における発行決議の日	平成16年7月17日
新株予約権の数	57個（新株予約権1個につき10株）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	570株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	35,000円
権利行使期間	平成17年10月1日から平成20年9月30日まで
行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等、取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 ・当社外部の業務委託契約に基づく営業協力会社は、新株予約権の権利行使時において、モバイルシンボル事業の商用化が成されていることを要する。 ・その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
消却の事由と条件	当社は、新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権について無償で消却することができるものとする。
有利な条件の内容	当社の取締役、監査役、顧問、従業員及び当社外部の業務委託契約に基づく営業協力会社に対し新株予約権を無償で発行した。

イ．割当を受けた者の氏名ならびに割当を受けた新株予約権の数
() 当社監査役

氏名又は名称	新株予約権の数
齋藤哲男	4個

()当社従業員(上位10名)

地位又は職業等	氏名又は名称	新株予約権の数
当社の使用人	下宿泰史	5個
当社の使用人	高島恒秋	5個
当社の使用人	加藤義久	5個
当社の使用人	樽井奈々子	4個
当社の使用人	宮口哲哉	3個
当社の使用人	高橋則幸	3個
当社の使用人	三橋舞	3個
当社の使用人	川内谷美樹	3個
当社の使用人	片石るり子	2個
当社の使用人	大宮孝二	2個

□. 当社従業員に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当社の使用人
新株予約権の数	53個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	530株
付与した者の総数	24名

(4) 主な借入先

該当事項はありません。

(5) 従 業 員 の 状 況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 44	名 4	歳 32.2	年 4.4

(注) 上記従業員数は、パートタイマーを含んでおりません。

(6) 企 業 結 合 の 状 況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社一高たかはしで、同社は当社の株式18,110株（議決権比率53.05%）を保有しております。

当社は、同社グループにおいてシステム事業を行っており、また、同社との間に料金収納代行事務委託契約及び包括基本契約を締結し、業務を受託しております。当期の同社に対する売上高は34,422千円であり、全体の売上高に占める割合は2.0%であります。

(7) 取 締 役 及 び 監 査 役

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代 表 取 締 役 社 長	柳 本 孝 志	
取 締 役	萬 範 幸	情報システム部長
取 締 役	宮 澤 一 洋	営業部長
取 締 役	高 橋 雅 行	
監 査 役（常 勤）	齋 藤 哲 男	
監 査 役	上 野 昌 邦	株一高たかはし常勤監査役

- (注) 1. 監査役上野昌邦は平成16年9月15日開催の定時株主総会において選任され就任いたしました。
2. 監査役上野昌邦は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

- (注) 本営業報告書中の記載金額及び株数等は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成17年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【3,971,119】	【流動負債】	【3,037,621】
現金及び預金	3,737,057	買掛金	67,037
売掛金	202,926	未払金	37,845
商 品	2,405	未払法人税等	76,000
仕掛品	1,073	未払消費税等	10,723
貯蔵品	1,163	預り金	6,827
繰延税金資産	6,514	収納代行預り金	2,837,596
前払費用	6,403	その他	1,590
その他	13,574	【固定負債】	【 19,904】
【固定資産】	【 749,308】	退職給付引当金	16,970
(有形固定資産)	(399,527)	その他	2,934
建 物	153,516	負債の部合計	3,057,526
構 築 物	3,719	資 本 の 部	
車 輛 運 搬 具	1,038	科 目	金 額
工 具 器 具 備 品	94,486	【資本金】	【 572,232】
土 地	136,266	【資本剰余金】	【 548,146】
建 設 仮 勘 定	10,500	資本準備金	548,146
(無形固定資産)	(126,636)	【利益剰余金】	【 542,523】
ソフトウェア	124,796	利益準備金	22,010
商 標 権	161	任意積立金	328,391
電話加入権	1,678	別途積立金	320,000
(投資その他の資産)	(223,144)	備品圧縮積立金	1,940
投資有価証券	201,720	特別償却準備金	4,763
長期前払費用	1,006	ソフトウェア圧縮積立金	1,687
繰延税金資産	4,061	当期末処分利益	192,122
差入保証金	14,358	資本の部合計	1,662,902
その他	1,998	負債・資本の部合計	4,720,428
資産の部合計	4,720,428		

損 益 計 算 書

(自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【経常損益の部】		
(営業損益の部)		
営業収益		1,746,479
売上費用		
営業費用	1,024,411	
売上原価		
販売費及び一般管理費	412,654	1,437,066
営業利益		309,412
(営業外損益の部)		
営業外収益		
受取利息	67	
貸入	16,849	
その他の	2,543	19,460
営業外費用		
株式公開関連費用	25,908	
新株発行費用	3,365	
貸原価	2,508	
その他の	411	32,193
経常利益		296,679
【特別損益の部】		
特別利益		
前期損益修正益	10,936	10,936
特別損失		
過年度退職給付費用	440	
固定資産除却損	5,878	6,319
税引前当期純利益		301,296
法人税、住民税及び事業税	122,414	
法人税等調整額	6,173	116,240
当期純利益		185,056
前期繰越利益		7,065
当期末処分利益		192,122

(注記事項)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券.....償却原価法（利息法）
その他有価証券
時価のないもの.....移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商 品.....移動平均法に基づく原価法
仕 掛 品.....個別法に基づく原価法
貯 蔵 品.....最終仕入原価法
 - (3) 固定資産の減価償却方法
有形固定資産.....定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 15年～39年
工具器具備品 3年～6年
無形固定資産.....定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (4) 繰延資産の処理方法
新株発行費.....支出時に費用として処理しております。
 - (5) 引当金の計上基準
貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については実績繰上率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異（2,202千円）については、5年による均等額を費用処理しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 支配株主に対する短期金銭債権 | 2,486千円 |
| 支配株主に対する短期金銭債務 | 21,173千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 169,339千円 |
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、封入・封緘機及び事務用機器の一部についてはリース契約により使用しております。
- (4) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 支配株主との取引高 | |
| 売上高 | 34,422千円 |
| 営業費用 | 1,000千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 758千円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5,519円84銭 |
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	185,056千円
普通株式に係る当期純利益	175,056千円
普通株主に帰属しない金額	10,000千円
普通株式の期中平均株式数	31,714株

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 利 益		192,122,080
任 意 積 立 金 取 崩 額		
備 品 圧 縮 積 立 金	1,940,234	
特 別 償 却 準 備 金	1,365,300	
ソ フ ト ウ ェ ア 圧 縮 積 立 金	964,175	4,269,709
合 計		196,391,789
これを次のとおり処分いたします。		
株 主 配 当 金	17,070,000	
(1 株 に つ き 500円)		
取 締 役 賞 与 金	9,000,000	
監 査 役 賞 与 金	1,000,000	
別 途 積 立 金	160,000,000	187,070,000
次 期 繰 越 利 益		9,321,789

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

代表取締役社長 柳本 孝志殿

私たち監査役は、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第23期営業年度における取締役の職務の執行に関して監査を行いました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、決裁書類やその他重要な書類の閲覧、会計帳簿及び計算書類等の調査・検討、業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の法令遵守の状況、内部統制制度の実施状況につき、調査・検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成17年8月5日

ウェルネット株式会社

監査役（常勤） 齋藤 哲 男 ㊞

監査役 上野 昌 邦 ㊞

以 上

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 34,140個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 平成17年6月30日現在の貸借対照表、第23期（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで）損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類10頁から14頁までに記載のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。当社取締役会は、本議案内容を適法かつ適切と判断して提出しております。また、監査役意見につきましては、添付書類15頁に記載のとおりであります。

なお、当期の利益配当金につきましては、株主の皆様への利益還元の基本方針として、企業の体質強化と今後の積極的な事業展開に備えるための内部留保を助案し、1株につき500円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第2条（目的）の変更

事業分野の拡充を図るため、第3号に製造を追加、第4号に「電子商取引におけるチケット及びプリペイドカード等の販売」第6号に「電子商取引及び通信販売等の代金の返金代行業務」を追加し、現行定款第4号を5号に、現行定款第5号以下を2号ずつ繰下げるものであります。

(2) 第4条（公告の方法）の変更

平成17年2月1日に施行された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）によりインターネットを利用する電子公告が可能になったことに伴い、情報化社会に適合した簡便かつ周知性の高い公告を実施すべく、規定を変更するものであります。

(3) 第5条（会社が発行する株式の総数）の変更

将来の業容の拡大に伴う資本の充実等に備えるため、当社の発行する株式の総数を変更するものであります。

(4) 自己株式の買受けを第6条に新設

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められたことから、経営環境の変化に対応し、資本政策を機動的に遂行するため定款第6条に自己株式の買受けの規定を新設し、現行定款第6条以下を各1条ずつ繰下げるものであります。

(5) 第6条(名義書換代理人)、第7条(株式取扱規則)、第8条(基準日)の変更

当社が平成16年12月21日にジャスダック証券取引所へ上場したことに伴い、当社株式は、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、規定を変更するものであります。

また、基準日後に発行された株式に議決権を付与することができる旨を明確にするため、基準日について規定する第8条を変更するものであります。

(6) 第14条(取締役の員数)の変更

当社の経営の意思決定を迅速かつ的確に推進するために取締役会の最適化を図ることを目的として、取締役の員数規定10名以内を6名以内に変更するものであります。

(7) 第5章監査役に監査役会の規定を新設

当社の資本金が第23期営業年度において5億円以上となったことにより「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2章に該当する大会社となりました。これに伴い、第5章監査役に監査役会の規定を新設するものであります。

併せて、上記変更に伴い条数を繰下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 2. (条文省略)</p> <p>3. 情報通信システムに係る機器及び装置類の販売 (新設)</p> <p><u>4. 電子商取引の代金に関する収納代行業務</u> (新設)</p> <p><u>5. ~ 12. (条文省略)</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u> (新設)</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>98,200株</u>とする。 (新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第<u>6</u>条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 情報通信システムに係る機器及び装置類の製造、販売</p> <p><u>4. 電子商取引におけるチケット及びプリペイドカード等の販売</u></p> <p><u>5. 電子商取引の代金に関する収納代行業務</u></p> <p><u>6. 電子商取引及び通信販売等の代金の返金代行業務</u></p> <p><u>7. ~ 14. (現行どおり)</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により</u>これを行う。 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>136,560株</u>とする。 (自己株式の買受け)</p> <p><u>第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第<u>7</u>条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>当会社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主名簿</u>・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主名簿</u>・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(<u>実質株主を含む</u>。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>— 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p> <p>第9条～第13条(条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第14条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>第15条～第23条(条文省略) 第5章 監査役</p> <p>第24条～第26条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>前項の規定にかかわらず、その決算期の後に発行された新株については、取締役会の決議により予め公告して、当該新株発行時の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、前項の株主に加えて、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。</u></p> <p>— 前2項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p> <p>第10条～第14条(現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、<u>6名以内</u>とする。</p> <p>第16条～第24条(現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第25条～第27条(現行どおり) <u>(常勤監査役)</u></p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。
(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u> 第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	<u>(監査役会規程)</u> 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第27条～第31条(条文省略)	第33条～第37条(現行どおり)

第3号議案 監査役1名選任の件

当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2章により、本総会の終結の時をもって監査役は3名以上必要である旨の規定の適用を受けるため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
小 島 敬 一 (昭和25年5月22日)	平成12年9月 ㈱一高たかはし常勤監査役就任 平成14年8月 朝日設備㈱監査役就任 平成14年9月 ㈱ブリフォーム監査役就任 平成15年9月 ㈱一高たかはし取締役就任 (現任)	- 株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者小島敬一は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社は、第23期営業年度において資本の額が5億円以上となったことにより、平成17年7月1日から始まる第24期営業年度から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による会計監査人の監査適用会社となりますので、同法第3条に基づき、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたりましては監査役全員の同意を得ております。
会計監査人候補者の詳細は、次のとおりであります。

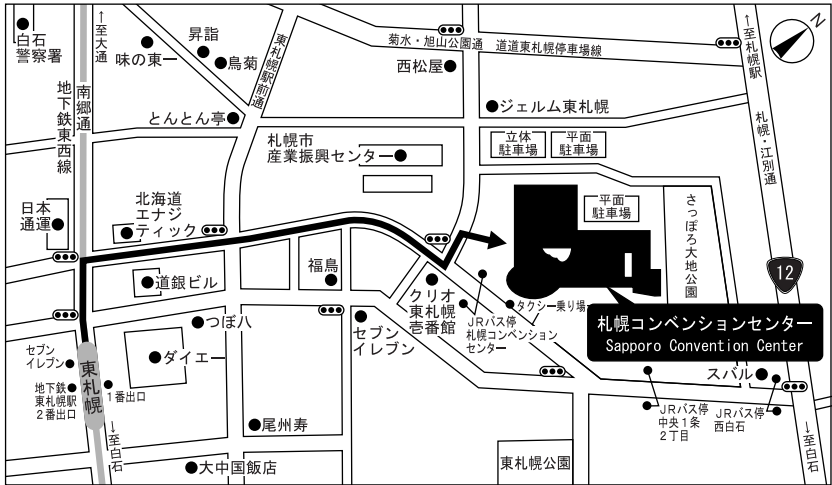
(1) 名称	創研合同監査法人
(2) 沿革	設立 平成5年7月
(3) 事務所	主たる事務所所在地： 北海道札幌市中央区大通西11丁目4番 第二大通藤井ビル5階 その他の事務所： 東京都港区芝大門2丁目12番9号 浜松町SSビル9階
(4) 人員構成	社員（公認会計士） 6名 顧問 1名 職員（公認会計士） 4名 （会計士補） 6名 （事務職） 5名 <hr/> 22名
(5) グループ会社	3社

(注) 当社と創研合同監査法人との間には、公認会計士法に規定する利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：北海道札幌市白石区東札幌六条一丁目1番1号
札幌コンベンションセンター 207会議室
TEL 011 - 817 - 1010



交通 地下鉄東西線 東札幌駅1番出口より徒歩約8分